

## 第5課 権力分立—内閣

権力分立制の下、三権の一つである**行政権**は内閣に属する。日本国憲法は、行政権を民主的なコントロールに服せしめるため、いわゆる**議院内閣制**を採用している。日本国憲法の採用する議院内閣制の下では、内閣の長である**内閣総理大臣**は、国会議員の中から国会が指名し、その内閣総理大臣が他の**国务大臣**を任命して合議体を構成する（この作業を俗に「組閣」という）。そして、内閣は国会に対して責任を負うシステムとなっている。

内閣の組織の詳細は、内閣法などの法律で定められているが、内閣総理大臣は、国会議員でなければならず、その他の国务大臣も過半数は国会議員でなければならない。

現在、内閣の大臣数は、内閣総理大臣を含めて18人であり、全員が国会議員である。

内閣は、内閣総理大臣を代表として行政権を行使する。内閣総理大臣は、単に内閣の一員であり、代表者であるにとどまらず、他の大臣の任免権を持つため、他の国务大臣に優越する地位を有する。

内閣総理大臣は、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。行政各部とは、具体的には各省庁等の行政機関のことを意味し、大きな行政機関の長には内閣の構成員である大臣が任命されるのが通常である。現在、内閣総理大臣自らが長を務める内閣府の外、省として、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の10省が存在し、それぞれ国务大臣が長を務め、与えられた行政事務を所掌している。

このような日本の行政組織は、国家行政組織法をはじめとして、各省庁の設置法など、数多くの組織法令によってその体制や権限が定められており、それぞれの部門が、究極的には内閣の責任の下において、日々の行政事務を取り扱っている。

### 1 重要語句

#### a 行政権

「行政」の定義は極めて難しく、「国家作用から立法と司法を除いたもの」という消極的定義で済ませられてしまうほど、確固たる定義のしにくい言葉であるが、一応、広い意味で国会

の定立した法律を執行することと考えておいてよい。

b 議院内閣制

立法権と行政権の分離独立が比較的徹底している「大統領制」に対し、議院内閣制は行政権の担当主体（要するに「政府」のことである）を議会から完全に分離独立させるのではなく、国会議員の中から選び、これが組織する合議体（内閣）が直接国民にではなく、議会に対して責任を負うようにする制度。

c 内閣総理大臣

内閣の首長が内閣総理大臣である。日本の内閣総理大臣も国務大臣であるが、他の国務大臣の任免権を有しており、単に内閣の構成員の筆頭というにとどまらない強大な権限を有している。内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名し、形式的には天皇が任命する。

d 国務大臣

内閣の構成員はすべて国務大臣であり、過半数は国会議員の中から選ばなければならない。国務大臣がある省の長となると、「〇〇大臣」と呼ばれることになる。たとえば、法務省の長となると、「法務大臣」ということになる。

e 省庁

最も大きな行政機関である「省」（本文参照）のほか、それより下の機関として「庁」や「委員会」という機関も存在する。「庁」や「委員会」はその設置目的に応じて性質や機能が異なるので注意しなければならない。例として、内閣府に設置された「宮内庁」「防衛庁」「防衛施設庁」「金融庁」「国家公安委員会」「公正取引委員会」などがあり、また、財務省に設置された庁として「国税庁」などがある。

そのほかにも多数の庁や委員会などがあるが、このうち、「検察庁」は法務省に属するとされているものの、その任務の性格から、極めて独立性の強い庁であることに注意する必要がある。